資料6

４　報告事項について

（１）（仮称）交通基本条例について

①（仮称）交通基本条例に関する視察について

第 10 回熊本市におけるバス交通のあり方検討協議会にて提案した（仮称）交通基本条例の視察について、関係する条例を制定している都市に視察を実施した。

（ア）日程

平成 23 年 8 月 22 日（月曜日）～24 日（水曜日）

（イ）視察先

22 日　福岡市役所

「公共交通空白地帯等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」（平成 22 年 12 月 28 日施行）

23 日　金沢市役所

「金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例」

（平成 19 年 4 月 1 日施行）

（ウ）調査内容について

・条例制定の背景と経緯について（公共交通の現状と課題）
・条例の内容について
・条例制定後、条例を基にした施策や取組みについて
・これからの展開について

②条例検討のための基礎調査について

現在、熊本市で、コミュニティ路線の検討に関連した「公共交通不便・空白地域の抽出」等の調査を実施している。この調査のデータを活用し、交通基本条例の基礎調査を行っていく。

具体的には、本市公共交通の現状を踏まえ、公共交通不便・空白地域の解消に向けた手法の検討や解消に必要な費用の試算など、条例を検討して行く際に必要な基礎データを整理する。

（２）　バス路線網再編について

①目的

熊本市と民間バス事業者４社によるプロジェクトチームを設け、総合連携計画で示されたバス網再編案に基づき、現行のバス路線網や運行体制を再編し、利便性が高く効率的なバス事業の構築に取り組むもの。

②検討項目

（ア）基本的事項の整理
- ・現行のバス路線の評価
- ・プロジェクトにおける基本的事項の確定

（イ）ゾーンバスシステムの整理
- ・メリット、デメリットの整理等
- ・時間帯、休平日などの条件変化による検証

（ウ）乗り換え拠点に関する考え方
- ・乗換拠点に必要な条件
- ・候補地の選定、優先順位の確定

（エ）再編プログラムの策定
- ・バス路線網再編案の作成
- ・実施プログラムの作成

（オ）運行体制の検討
- ・事業者間の調整スキームの検討
- ・プロジェクト案の策定

③検討の進め方

（ア）各バス事業者の将来方針とプロジェクトの作業方向との整合性を確保するため、プロジェクトにおける検討状況等について、適宜、社内（トップ）へ報告するとともに、方向性がまとまった段階において、社長会で全体報告を行い、調整を図る。

（イ）大まかなスケジュールとしては、年内に再編に関する基本方向等を決定し、年度内には、再編イメージを策定する。平成２４年度内においては、年内に再編に向けた実施プログラムを策定するとともに、運行体制に関するプロジェクト案を取りまとめる。

④発足式及び第１回検討会について

（ア）発足式

日　時　平成２３年８月２５日（木）　１４時３０分から

場　所　熊本市役所５階庁議室

出席者　熊本市長、バス事業者社長、プロジェクトメンバー

（イ）第１回会議の状況

プロジェクトにおける目標、検討項目、スケジュール等を再度確認したうえで、当面の検討項目である基本的事項の整理（現行バス路線の評価等）について進めていくことを確認した。